

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所
2021年度 パフォーマンス向上会議情報(2021年8月24日(火)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年8月24日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【6号機 増設淡水化装置の濃縮水出口電動弁の動作が緩慢なことについて】 当直員が、6号機 増設淡水化装置の起動時、濃縮水出口電動弁が全開とならず、全閉と全開の間あたりで停止していることを確認。 当該弁は、数回開閉を繰り返すことで全開状態になるため、増設淡水化装置の機能に支障がないことを確認。 今後、当該弁の取替を予定。</p>	GⅢ	8月19日
2	<p>【増設雑固体廃棄物焼却設備建屋における火災検知器の作動について】 協力企業作業員が、増設雑固体廃棄物焼却設備建屋において、火災報知器の作動を発見。 当社初期消火隊が火災報知器で発報を確認した当該建屋の1階搬出入室、1階灰容器自動倉庫室通路、2階灰ホッパ室、4階焼却炉室北を確認した結果、発煙等がないことを確認。 浪江消防署により、「自火報設備誤動作により非火災」と判断された。 原因は、建屋4階に設置の光電分離型煙感知器の光軸が通行人により遮られ、火災と誤認し火災警報発報に至ったと推定。 今後、原因を調査し、対策を検討予定。</p>	GⅢ	8月18日
3	<p>【2号機 放射性廃棄物処理建屋南西エリアの水位計(2-W5)点検における計器の指示不良について】 協力企業作業員が、2号機 放射性廃棄物処理建屋南西エリアの水位計(2-W5)定例点検において、点検前データ採取時に計器の指示不良を確認。 当該水位計の許容誤差調査の結果、判定基準値の±200mmに対し、-220mmであることを確認。 当該水位計の校正を行い、許容誤差範囲内に調整ができたことを確認。 原因は、水位計の故障ではなく、長期使用による計器の緩やかな基準点のずれにより、計器が許容誤差範囲外に至ったものと推定。 当該水位計は近傍のサブドレンピットとの水位差を確認するものであり、トレンド等により影響評価を行い前回点検より800mm以上の水位差があり、問題なしを確認。 今後、点検周期の短縮を検討予定。</p>	GⅢ	8月20日